帝京科学大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針

帝京科学大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定(令和 3 年 2 月 1 日改正)）に基づき、本学における公的研究費の不正防止に関する基本方針（以下「本方針」という。）を以下のとおり定めます。また、本方針の下で統括管理責任者が「帝京科学大学における公的研究費の不正防止計画」を策定し、その着実な遂行を通じて、研究機関としての責務を果たします。

帝京科学大学　学長

1　本学における公的研究費の運営・管理に係る者の責任と権限の体系を明確化し、学内外に公表します。

2　適正な運営・管理の基盤となる環境を整備します。このため、公的研究費の使用にあたっての責務、使用ルール等について定期的なコンプライアンス教育や啓発活動を通じて学内に周知します。また、不正使用等に関する事案に対して適切に対応できるよう、相談窓口を設けるとともに、不正使用に係る調査及び懲戒等については、学内規程に基づき適切に対応します。

3　不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施します。

4　実効性のあるチエックシステムを構築し、公的研究費に関する適正な運営・管理を行います。

5　学内外からの公的研究費に関する相談に対応するための相談窓口を設置するとともに、不正防止への取組に関する本学の方針等について学内周知するとともに、学外に公表します。

6　公的研究費の適正な管理のため、大学全体の視点からの実効性あるモニタリング及び監査制度を整備し、実施します。

以　上